

参加資格要件(簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式))

業 務 名 : R6飯豊管内多数権利者処理業務  
 公 示 日 : 令和6年2月7日  
 作成年月日 : 令和6年2月21日  
 審査会開催年月日 令和6年2月26日  
 指名(選定)通知日 : 令和6年2月27日

| 項目          | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | H社                     | Z社                     | B社                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 企業参加資格      | 単体企業<br>1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。)第98条において準用する予決算第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | 2) 北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | 4) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、補償関連部門の2部門全ての登録を受けていること。                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注の公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | 6) 山形県村山・置賜総合支庁管内(村山市、東根市、尾花沢市及び大石田町を除く)又は新潟県村上・新発田・新潟地域振興局管内に本店、支店営業所のいずれかを有していること。「支店営業所」とは、北陸地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和5・6年度の補償関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格審査申請書様式3に記載された支店営業所等とし、下記(3)2a(7)に示す資格要件又は次の資格要件のいずれかを有する者(本項において「技術者」という。)が常駐(常に1名以上駐在)している営業所等とする。<br>・同種又は類似業務(下記(3)1aによる)において1年以上の実務経験を有する者<br>・公共用地取得に関する補償業務について3年以上の実務経験を有する者<br>技術者は、落札者と直接的雇用関係がある者とする。 | ○<br>本店／<br>新潟市        | ○<br>支店／<br>新潟市        | ○<br>本店／<br>新潟市        |
|             | 7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○                      | ○                      | ○                      |
| 参加表明書に関する要件 | a 同種又は類似業務の実績<br>参加表明書を提出する者は、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注し、平成25年度以降公示日まで「元請け」として完了した業務(再委託による業務は含まない)において、下記[1]又は[2]の実績を有すること。<br>なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはない。<br>[1] 同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、補償関連部門を含む業務<br>[2] 類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門の業務(同種業務を除く。以下同じ。)                                                                                                    | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | b 実績としてあげた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日国官技第126号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日国官技第361号)及び「地方整備局用地関係業務成績評定要領」(平成24年1月20日国土用第28号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りでない。                                                                                                                                                        | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | c 平成31年度から令和4年度までに完了した北陸地方整備局 発注(港湾空港関係を除く。)の補償関係コンサルタント業務の平均業務成績が60点以上であること。なお、当該期間内の北陸地方整備局発注(港湾空港関係を除く)業務の業務成績を評価できない場合はこの限りでない。                                                                                                                                                                                                                                        | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | 配意<br>①-(7)主任担当者<br>登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門、補償関連部門の2部門全てにおいて、次のいずれかの資格等を有する者(恒常的な雇用関係とする)。<br>・補償業務管理者<br>・補償業務管理士<br>・7年以上実務の経験を有する者                                                                                                                                                                                                                                      | ○<br>2部門<br>補償業務管理士    | ○<br>2部門<br>補償業務管理士    | ○<br>2部門<br>補償業務管理士    |
| 業務実績        | ①-(4)照査技術者<br>上記①-(7)に示す主任担当者と同じ資格等を有する者。又は登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門において、次のいずれかの資格等を有する者(恒常的な雇用関係とする)。<br>・補償業務管理者<br>・補償業務管理士                                                                                                                                                                                                                                               | ○<br>総合補償部門<br>補償業務管理士 | ○<br>総合補償部門<br>補償業務管理士 | ○<br>総合補償部門<br>補償業務管理士 |
|             | ②同種又は類似業務等の実績(主任担当者)<br>上記aに示される実績を有すること(主任担当者又は担当技術者として担当した業務の実績とし、再委託による業務の実績は含まない)。<br>なお、上記1)の期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)(以下単に「休業」という。))を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。)を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。              | ○                      | ○                      | ○                      |
|             | ③手持ち業務量<br>手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ件数が10件未満である者。<br>(手持ち業務とは、主任担当者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の全ての業務(全ての発注機関の全ての業種)。ただし、照査技術者として担当している業務を除く。)                                                                                                                                                                                                                                        | ○                      | ○                      | ○                      |
| 参加資格        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ◎                      | ◎                      | ◎                      |